

# プロイセン改革期における学校管理制度の基本構造

広島大学大学院 前 原 健 三

## Resümee

### Die Grundstruktur des Leitungssystems des Schulwesens in der preußischen Reformzeit

Kenzo MAEHARA, Doktorand, Universität Hiroshima

Dieser Beitrag hat den Zweck, System, Ziel und Funktion der Leitung des Schulwesens beim Übergang vom feudal - absolutistischen zum kapitalistischen Staat in Preußen unter besonderer Berücksichtigung der fünf Ebenen des Staates, der Provinz, des Kreises, der Stadt und des Landes klar zu machen.

Der Inhalt dieses Beitrages ist folgender;

- I. Vorbemerkung
- II. Die Errichtung der Sektion für Kultus und öffentlichen Unterricht und die Tätigkeit von Wilhelm von Humboldt
- III. Die Veränderung des Leitungssystems für das Schulwesen auf Provinzial- und Kreisebene
  1. Die Errichtung und der Zweck der Schulleitungsbehörde auf Provinzialebene
  2. Die Neuordnung des Leitungssystems auf Kreisebene
- IV. Die Bildung des Leitungssystems für das Schulwesen auf Stadt- und Landebene
  1. Die Errichtung der Schuldeputationen in den Städten
  2. Die Errichtung der Schulvorstände in den ländlichen Gemeinden
- V. Zusammenfassung

In diesem Beitrag wurde eine Interpretation des Resultats der Schulverwaltungsreformen gefunden. Das heißt, daß die Schulen in den neuen Herrschaftsmechanismus einbezogen wurden. Die Schulen übten ihre schon bewährten Funktionen nun im Auftrag eines zwar zum Teil schon nach bürgerlichen Prinzipien gestalteten Staatsapparates aus, der vorrangig jedoch noch immer den feudal - junkerlichen Interessen diene.

Und es wurde klar, daß die preußischen Reformen eine Entstehung des modernen Schulverwaltungssystems brachten und damit die nachfolgende Grundstruktur des Schulverwaltungssystems bestimmten.

## I はじめに

本稿の目的は、プロイセン国家が封建的・絶対主義的国家から資本主義的国家への移行期にあるといわれる<sup>(1)</sup>プロイセン改革期における学校管理制度の基本構造について、これを国家—州—郡—都市及び農村の各レベルに着目して明らかにすることにある。

元来、プロイセンにおいて全教育制度に関する国家による一元的管理への努力が開始されたのは、1787年の高等学務委員会 (Oberschulkollegium) の設立による<sup>(2)</sup>といわれる。高等学務委員会は、おもに、(1)全教育制度の監督、(2)教員の検定、(3)教員養成所設立の推進、(4)教員任命のための推薦などの業務を遂行するプロイセン国家の学校管理機関となった<sup>(3)</sup>。しかし、従来から学校教育を支配してきた教会勢力がこれに対する障害となり、教育行政の宗務行政からの分離・独立は窮極において果たされなかった<sup>(4)</sup>。更にも、E.シュプランガーが評した如く、高等学務委員会は「初めからトルソー(胸像)として造

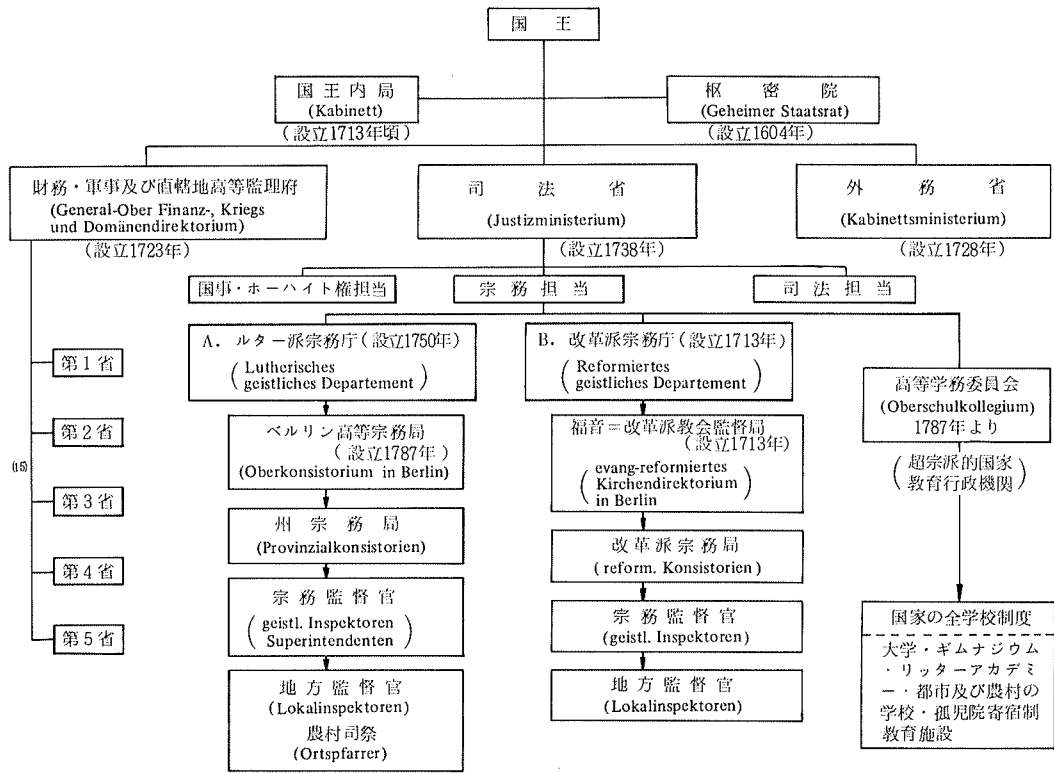
られた<sup>(6)</sup>」ため、その下部構造ともいべき地方レベルにおける学校管理機関の形成も、未だ本格的にはなされなかった(《図-1》参照)。かくて、学校管理機関の整備・独立へ向けて本格的改革の努力がなされるには、19世紀初頭のプロイセン改革に俟たねばならなかった<sup>(6)</sup>次第である。

シュタイン＝ハルデンベルク改革とも称されるこのプロイセン改革は、主要には以下の三大改革立法に加えて軍政並びに教育に関する改革を含む<sup>(7)</sup>。即ち、(1)農民解放並びに農業改革(1807年10月)、(2)地方自治制度の改革(1808年11月)、(3)中央行政機構の改革(1808年11月)に関する三大改革立法の実施、これと並行して行われた軍制改革の企画の推進、そして最後に、フンボルトを主導者とする教育制度改革の展開をいう。これらの諸改革は、「プロイセン改革の指導者シュタイン(Karl, Reichsfreiherr vom und zum Stein, 1757-1831)による改革の主導理念、即ち国家の改新は精神の改新に俟つべきこと、さらにこれら両者が相互に補足し合って、国民国家の再興と解放を可能ならしめる愛国的献身の共感をよびますべきこと<sup>(8)</sup>」という理念に即して遂行された。

フンボルトの教育改革の主眼は、周知の如く、中央教育行政制度の改革並びに「単線型学校制度」(Eine einzige Linie des Schulsystems)の創出にあった<sup>(9)</sup>といわれるが、フンボルトによる教育改革と並んで、地方学校管理機関の設置もまたプロイセン教育改革の重要な構成部分であったことが指摘されねばならない。具体的にはフンボルトは、宗務-公教育局に「公教育に関する学術委員会」を設置し、また、宗務-公教育局の内務省からの独立を図るなど中央教育行政制度の改革に尽力する一方、従来からの複雑な学校制度を廃して、いわゆる身分・階級を越え初等・中等・高等の各教育制度を一貫する「統一学校」(Einheitsschule)の理念を実現することを意図して法的行政的措置を講じた<sup>(10)</sup>。また、初等教育にあってはペスタロッチーの「メトード」(Methode)に基づく改善、中等教育においてはギリシア語・数学などの一般教養を重視するギムナジウムの組織的整備、大学教育では学問の自由と統一の原理によるベルリン大学の創設等々<sup>(11)</sup>、フンボルトの教育改革は、学校制度の全領域に及んだ。一方、都市並びに農村にあっては、「都市条令」(Städteordnung)との関連において、地方学校管理機関として「都市学校委員会」(städtische Schuldeputation)並びに「農村学校理事会」(ländischer Schulvorstand)の設置をみるに至った。かくて、プロイセン改革期における学校管理制度並びに学校制度の諸改革は、それらが教育制度近代化への方向づけの端緒を築いた<sup>(12)</sup>点においてドイツ教育史上高く評価されることとなった。

18世紀後半から19世紀初頭にかけての教育制度史を上記の如く把握する時、プロイセン教育改革は、それが学校管理制度並びに学校制度の基本的構造転換をもたらしたという意味において、「プロイセン学校行政制度史」の研究対象として重要な意義をもつものと考えられる。従来のプロイセン＝ドイツ教育史研究においては、この時期の教育改革に関する研究はかなりなされてきたように思う<sup>(13)</sup>。管見によれば、それらの研究にあっては多くが思想史的関心からなされ、従って、研究の中心は、社会経済史的視野を含みながらも、フンボルトをはじめとする啓蒙主義的・理想主義的思想家の教育思想あるいは国民教育思想の内実・生成・発展・機能等の究明に収斂する傾向が強く、また、制度史的関心から研究がなされた場合でも、国家レベルの教育改革、例えばフンボルトを中心とした教育改革に焦点が設定され、地方レベルの改革への視野は充分開かれていなかったように思われる。特に後者の研究にあっては、通史的研究に留められていることから、この時期の学校管理制度の成立事情あるいはその構造転換に関して克明に解明されているとはいえず、この間の学問的空白を埋める必要性が感じられる。本稿は、このような意図のもとで、特にその地方レベルに焦点をあてたプロイセン改革期における学校管理制度の実態把握を志向するものである。

《 図 - 1 》 1730年頃から1808年までのプロイセンにおける宗務・教育行政の組織<sup>(14)</sup>



## II 宗務 - 公教育局の設置とフンボルトの活動

プロイセン改革を主導したシュタインは、行政組織上の改革を主目的とした覚書「プロイセン王国における最高並びに地方・財政・行政官庁の合目的組織について」(Über die zweckmäßige Bildung des obersten und der Provinzial, Finanzial und Polyzeybehörden in der preußischen Monarchie, Juni 1807)において、従来の財政・軍事並びに直轄地高等監理府 (General-Ober Finanz-, Kriegs und Domänendirektorium) の解体を企図し、代って内閣制度の導入を求めた<sup>(16)</sup>。その結果 1808年には、「最高行政官庁の変革に関する訓令」(Verordnung betreffend die veränderte Verfassung der obersten Verwaltungsbehörden in der preußischen Monarchie)によって、外務省・司法省・軍務省 (Ministerien des Auswärtgen, der Justiz und des Kriegs) の三省と並んで、内務省及び財政省 (Ministerien des Innern und der Finanzen) の二省が創設されることとなった<sup>(17)</sup>。内務省は、《 図 - 2 》に示した如く様々な局 (Sektion) に分けられ、その一局に宗務 - 公教育局 (die Sektion für Kultus und öffentlichen Unterricht) は属することとなった<sup>(18)</sup>。

宗務 - 公教育局の長官には、W. v. フンボルト (Wilhelm Freiherr von Humboldt, 1767-1835) が就任した。フンボルトは、周知の如く、市民国家的観点において教育制度の改革を指導することとなった。フンボルトの協力者は、ニコロヴィウス、ジュフェルン、フィヒテ、シュライエルマッヒャーといった当時におけるかなり進歩的な市民思想の代表者たちであった<sup>(19)</sup>。

フンボルトは、国家、厳密に言えば改革を通して創出されるべき市民国家と学校との関係の問題に根

本的に取り組んだといわれる。その取り組みの中で、フンボルトは、基礎学校から大学に至るまでの民衆教育制度(Volksbildungswesen)が統一的に形成されねばならないという見解に達した。フンボルトは、宗務-公教育局の報告書において次の如く記している。

「(宗務-公教育局は—筆者注—)、国民全体を考慮してその一般の学校計画を立て、人間的諸力の発達(Entwicklung der menschlichen Kräfte)を促進させるよう努力する。この人間的諸力は、あらゆる職業にとって普遍的に必要であり、かつ個々人の個別的職業にとっても必要と思われる、かくの如き能力と知識とに密接な関連性をもつことができなければならない。学校が、…臣民(Untertan)個々人を人倫的人間かつ良き市民(sittlicher Mensch und guter Bürger)に形成することができ、…臣民の生活にとって必要な授業を提供することができるよう、様々な段階の学校に対して配慮を行うことが、当局の努力するところである。…人間には普遍的に存在する一定の知識の習得が必要であり、更には、欠くべからざる情操と性格の一定の形成が求められる。各人は、自らにおいて、かつ自らの特定の職業とはかかわりなく、啓蒙された人間並びに市民(aufgeklärter Mensch und Bürger)を目指す良き高貴な存在である場合にのみ、良き職人であり、また、良き商人、良き軍人、良き実業家たりうることは明らかである。学校の授業が、その意味において、彼に必要なものを与えるならば、彼は自らの職業の特定の能力を益々容易に獲得し、ある職業から他の職業へ移る自由を常に保持することとなる<sup>20)</sup>。」

上記フンボルトの報告書が示す如く、宗務-公教育局は、思想的にはフンボルトのいわゆる「一般の人間陶冶」(allgemeine Menschenbildung)論に支えられていた。この論は、「自己の意思にかかわらず他律的に据えつけられた身分(Stand)や職業(Beruf)から自由な個的存在として観念される「人間」と、その「人間」の内的本質たる「自己活動」(Selbsttätigkeit)を本質的契機として営為される「人間の陶冶」とを中心概念として展開されている<sup>21)</sup>。」このような原理の下に、フンボルトは宗務-公教育局の教育に関する管轄領域を次の如く限定する。

「宗務-公教育局は、手工業者(Handwerker)、商人(Kaufleute)、芸術家(Künstler)等のための専門学校(Special-Schule)での教育が一般的教育の後に行われ、職業的陶冶を一般の陶冶と混同しないよう監督する。同局はただ一般的学校施設(allgemeine Schulanstalten)の監督だけを委託されているものと考え、専門学校の監督については、他の関係部に管掌させる<sup>22)</sup>。」

フンボルトの考えはこうであった。ところが、実際には、フンボルトのかくの如き意に反して、宗務-公教育局はプロイセン国家における最高学校監督機関となり、「大学・ギムナジウム・古典語学校・基礎学校・市民学校・工業学校・芸術学校といったあらゆる教育施設をその管理下に置く<sup>23)</sup>」こととなった。しかも、宗務-公教育局は、すべての最高学校管理権を有していたので、その学校管理権には下級学校機関の人事権並びに教育施設の設置権が含まれ、更には当局の管轄下にある諸施設に関する法律や規定を作成する権限も加えられた。但し、そのような法律並びに規定は、国家顧問官(Staatsrat)によってではなく国王によって認可されねばならないとされた<sup>24)</sup>。

宗務-公教育局の中であって特に注目される機関は、「公教育に関する学術委員会」(die wissenschaftliche Deputation für den öffentlichen Unterricht)であった。当委員会は、1787年に設立された高等学務委員会(Oberschulkollegium)の機能を継承したと思われる。その設置規定には、「人材不足の場合、公教育に影響をもつ優秀な人材が、あらゆる専門分野から学術委員会の構成員に選ばれねばならない<sup>25)</sup>」ことが掲げられている。シュタインによれば、「国家行政の様々な部門に設置されている委員会は、行政の官

僚主義的精神 (der bürokratische Geist) を妨げる機能を保持せねばならず、また学問と技術の進歩によってそれらと行政との連関性を豊かに維持することのできる機関たらねばならない<sup>26)</sup>。」とされた。

宗務-公教育局にこの学術委員会を付設する計画を起草する任に当たったのは、フンボルトであった。フンボルトもまたシュタイン同様、学術委員会の学問的精神 (der Geist der Wissenschaft) が宗務-公教育局に認められねばならないことを強調し、次の如き業務を委員会に与えた。

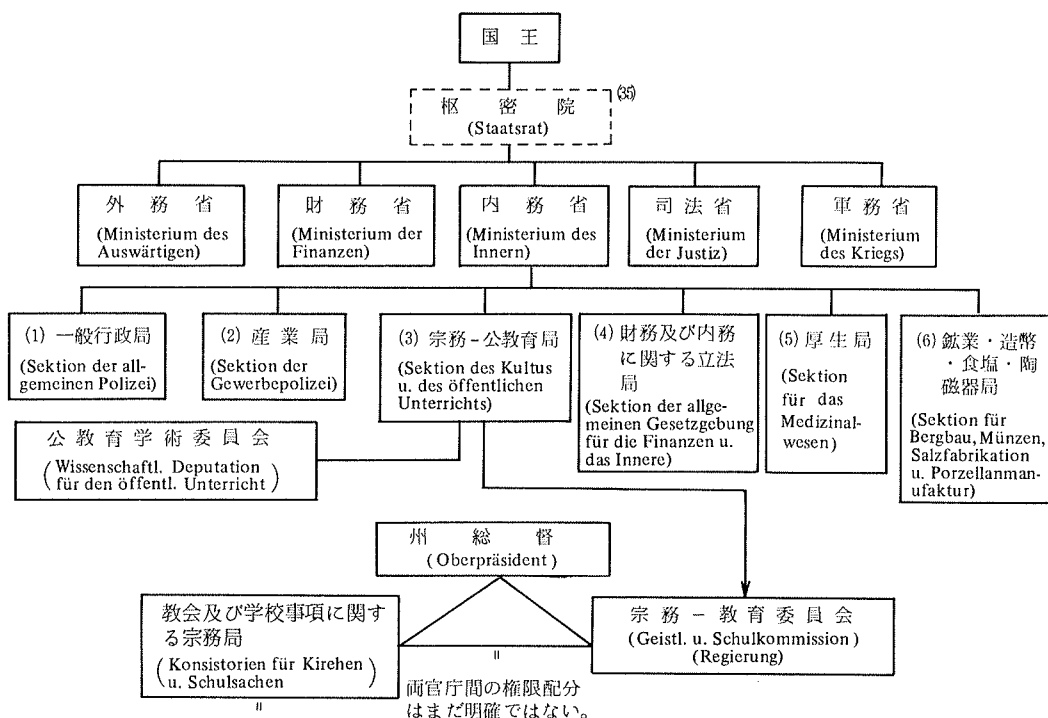
「 1. 新しい授業方法、あるいは教育組織の開発。 2. 新しい教則 (Lehrplan) の作成と現行の教則の吟味。但し、宗務-公教育局が規定として定め、あるいは許可した限りにおいて行うこと。更には、新教則作成のための合目的措置をとること。 3. 人事に関する提案。 4. 公教育局へ送付されてくる文書の判別。 5. 公教育内の職員配置にとって必要な調査、並びに将来教職を希望する者の検定<sup>27)</sup>。」

上記の業務と並んで、学術委員会は、請願書 (Eingabe) の形で自発的に改革提案を宗務-公教育局に提出することができた。学術委員会は、「常に学問を基準として現実を測定し、教育制度の実情に即応した修正を可能にする批判と提案を行うこと」を主要任務としていたため、宗務-公教育局にとって一種の「学術的監督機関」(die wissenschaftlicher Kontrollbehörde) とみなされた<sup>28)</sup>。

この学術委員会設置に関する訓令がやがて提出されることとなったが、それはフンボルトの提案に本質的には即応したものであった。学術委員会は、ベルリンにおいては宗務-公教育局に付設されたほか、ケーニヒスベルク及びブレスラウにおいても、同様の委員会が設置されたが、後者二つの委員会は州庁 (Regierung) の所轄とされた。ベルリンの委員会は、シュライエルマッヒャー (Schleiermacher, Friedrich Ernst Daniel, 1768-1834) の指導の下、とりわけ中等教育制度の発展に役立つ法的に有効な活動を行った。ところが、これらの学術委員会は、「学術的監督機関」としての本来の機能を永くは維持することができなかった<sup>29)</sup>。1816年には、上記学術委員会は「学術試験委員会」(die wissenschaftliche Prüfungskommission) と名称を変え、本稿Ⅲにおいて詳述する州学校管理機関たる「教会並びに学校事項に関する宗務局」(Konsistorien für Kirchen und Schulsachen) — 後には、州学校委員会 (Provinzial Schulkollegium) — の所轄するところとなった<sup>30)</sup>。この変化について、教育史家 E. ランドラーは、「教育制度における自由民主主義的勢力をおさえこみ、学校に対する教会及び聖職者の影響を再編成し、強化しようとする反動勢力の試みの結果であった<sup>31)</sup>。」と解釈している。事実、フンボルトの学校改革も、当時なお隠然たる実力を握っていたユンカー階級や、国内の諸地方に温存されていたあらゆる因襲的なものために、ほとんど半ばもその目的を達成することができなかった<sup>32)</sup>、といわれる。しかし、在任一か年の短期間に、学校制度の全体系の統一化、教員の養成・資格検定並びに身分の確立、中央並びに地方の教育行政機構整備への努力、ベルリン大学の創設、更に高等普通教育ないし一般教育の強調による教則の改編など、フンボルトが後世に残した業績は極めて多大であるといわねばならない<sup>33)</sup>。とりわけ、本稿の関心からいえば、フンボルトが局在職中に、宗務行政との関連を断ち切った、その意味で自立した教育行政機関の必要性を説き、教育行政のみに専心する文部省 (Unterrichtsministerium) の設置提案を行ったことは特筆されねばならない。しかし、フンボルトのこの提案は、宗務行政からの教育行政の完全な分離という点については実現されず、しかも結局、1817年に「宗務・教育・厚生省」(Ministerium für geistliche, Unterrichts und Medizinalangelegenheiten) という複合省が設立されたに留まった(《図-3》参照)。また、このことを契機に、教会と学校は、国家を媒介として益々密接なかかわりをもつようになり、学校監督の領域に及ぼす教会の影響は、国家によって新しく認められ、かつ安定したものとさえなるに至っ

た。

《 図 - 2 》 1808年におけるプロイセン学校管理制度の変革<sup>(34)</sup>



1825年までには、下記の2つの委員会に分離される。

1. 全教会事項に責任をとる宗務委員会
2. 古典語学校・ギムナジウム・教員養成機関に責任をもつ州学校委員会

### Ⅲ 州並びに郡における学校管理制度の改革

#### 1. 州学校管理機関の設置

州(Provinz)レベルにあっては、1808年までは、「教会並びに学校に関する宗務局」(die Konsistorien für Kirchen und Schulsachen)が学校制度に関する上級管理機関であった。宗務局は元来、教会管理機関であり、教会業務の一部としての学校業務にかかわるのみであった。それ故、宗務局の関心は「宗教教授にあり、市民の必要に応じた学校制度を促進させ発展させる方向にほとんど向いていなかった<sup>(35)</sup>。」といわれる。しかし、フンボルトの教育改革が、全教育制度に亘る市民的観点からの改革を志向するものであったとするならば、州レベルにおいてもまた専門的管理機関が設立され、宗務-公教育局の場合と同様の方式において業務が遂行されるべく必要な措置がとられねばならなかったであろうことは推察に難くない。

1808年の「プロイセン王国における最高行政官庁の制度変革に関する勅令」によれば、各州に州総督(Oberpräsident)が任命され、この州総督はその管轄領域における全行政機関に対して全責任を負わねばならないとされた。州総督の任務の一つには、「宗務並びに公教育に関する全事項についての最高の管理」があった。この条令によって、州政庁(Provinzialregierung)所轄の「宗務-教育委員会」(die geistliche und Schulkommission)は、宗務局とともに、州総督に自由に使用されうる機関となった<sup>87)</sup>。同時に、宗務局はその宗務行政機関としての本質的業務を変更することなく国家の行政機関として位置づけられることとなった(《図-2》参照)。

州総督の機関として設置された「宗務-教育委員会」は、国家教育行政機関としての宗務-公教育局(Sektion des Kultus des öffentlichen Unterrichts)の業務を州レベルにあって遂行せねばならないとされた。当委員会は、この宗務-公教育局から指令を受けることとなっていたため、当初は宗務局(Konsistorien)から学校制度に及ぼされる影響を制限することができるものと思われた。しかるに宗務-公教育局の権限が、宗務局の権限と明確に区別されてはならず、それ故当委員会は宗務局の指示にも従いつつ、その業務を遂行せねばならなかった<sup>88)</sup>。

1817年10月23日の訓令(Verordnung vom 23. Oktober 1817)によってはじめて、宗務局並びに州政庁の業務範囲を明確に規定するところとなり、この規定により州政庁には、《図-3》に示した如く、「教会制度並びに学校制度に関する部局」(Abteilung für Kirchen- und Schulwesen)が設置された。当部局は、「全基礎学校及び市民学校」(sämtliche Elementar- und Schulwesen) — 後には中間学校(Mittelschule)と称された — に対する監督と行政(Aufsicht und Verwaltung)を宗派上の相違にかかわらず行うものとされた。その業務内容は、主要には下記の如きものである。

「1. 王立の学校における全教員の配置、並びに個人あるいは公共団体(Gemeinde)の設立による学校の教員の資格承認。 2. 教員の勤務態度及び道徳的態度に関する監督、休暇許可。 3. 授業料の管理、学校資産の管理、予算案の査定<sup>89)</sup>。」

上記部局の業務は、ほとんどがいわゆる外的事項あるいは学校の財的管理にかかわる業務である。一方、教育内容の側面について上記学校に対して行使される上級監督権は、宗務局に保留されたままであった。宗務局は学校の計画及び内規(die Pläne und Statuten)について承認し、学則(die Schulordnung)や教科書を審査し、基礎学校・市民学校の教員養成もまたその管轄とした<sup>40)</sup>。その後、1825年12月25日の訓令によって、従来の宗務局を二部に分ち、そのひとつを「宗務委員会」と呼び、宗務事務を掌らしめ、他のひとつは、「州学校委員会」(Provinzialschulkollegium)と呼び、教育事務を掌らしめることとなった<sup>41)</sup>。

州学校委員会は、全州の中等学校制度に対してと同様、全教員養成所に対して責任を負うものであった。当委員会は、中等学校並びに教員養成所に対して直接に監督・管理し、そこには《図-3》が示す如く、媒介機関は存在しない。当委員会の具体的業務は、(1)上記学校の教員の採用・昇進・免職に関する業務、(2)新設される予定の学校あるいは教員養成所における教則の審査並びに教科書執筆の奨励と認可、(3)アビトゥール及び教員採用試験に関する規定の制定並びにその管理、等々<sup>42)</sup>であった。これらの諸業務は、委員会自体の権限に属する内容のものであったが、これらに加えて上級機関から与えられた別種の管理的機能(die Kontrolltätigkeit)を伴う業務も存在した。しかし、この管理的機能は、おもにフォルクス・シューレに対して抑圧的機能(die Unterdrückungsfunktion)を果したといわれる都市あるいは農村学校管理機関の管理活動に類するほど厳格ではなかった<sup>43)</sup>といわれる。

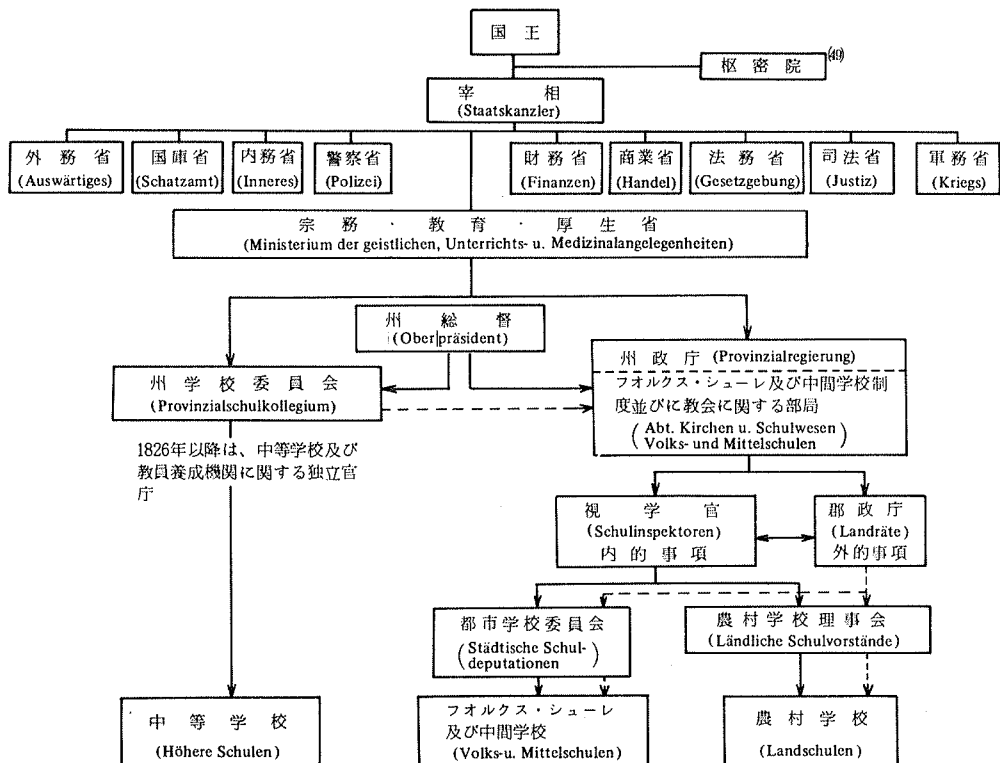
## 2. 郡学校管理機関の整備

郡(Kreis)レベルにおける学校管理組織は、《図-3》からも窺える如く、専ら基礎学校あるいはフォルクス・シューレ制度、更には中間学校制度に対してのみ、責任を負った。また、中等学校の設立と維持などの「外的」事項(die „äußeren“ Angelegenheiten)に関する責任も、それらの学校が都市の施設に属する限り、やはり郡が負うところであった。そしてこれらの業務は、郡政庁(Landrat)の長が掌るものとされた。

郡政庁は、郡内の学校にかかわるすべての「外的」事項に関して責任を負い、郡視学官(Kreisschulinspektor) — フォルクス・シューレ及び中間学校の「内的」事項(die „inneren“ Angelegenheiten)に関する監督権を「フォルクス・シューレ及び中間学校制度並びに教会に関する部局」(Abteilung für Kirchen- und Schulwesen Volks- und Mittel-schulen)から委託されている — とともに協力して、それらの業務の遂行にあたらねばならない<sup>(44)</sup>とされた(《図-3》参照)。郡視学官は、通常、プロテスタント教区では監督官(Superintendent)であり、カトリック教区では首席司祭あるいは修道院長(Erzpriester oder Dekane)であった。郡視学官は、学校監督の業務を兼職として行ったが、この兼職としての学校監督は、特定の能力に基づいてではなく、その宗教上の権限によって(kraft ihres geistlichen Amts)国家から委託されたものであった<sup>(45)</sup>。

それ故、郡視学官は確かに「教会の使用人」ではあったが、同時に、「国家の代理人」でもあったのである。郡視学官は、「教会の使用人」(ein Angestellte der Kirche)と「国家の代理人」(ein Beauftragte

《図-3》 1817年におけるプロイセン学校管理制度<sup>(48)</sup>





des Staates)という二重の役割によって、変動的社会的状況への順応性を満たすことを通じて、新たに形成されつつありかつ部分的には市民国家的に醸造されつつある支配機構(Herrschaftsmechanismus)に組み込まれていった<sup>(46)</sup>。国家—教会の結合がとりわけ民衆教育を目的とする学校において密接に形成されてきたため、教会は、民衆教育監督機関として学校の管理活動に直接的に含み込まれたままの状態に留まりえたものと考えられる。更に、村落レベルの学校管理との関連について付言すれば、上記郡視学官は、村落レベルの監督活動を村落聖職者(Ortsgeistliche)に委嘱することとなっていた。そのため、村落聖職者は、依然、地方視学官(Lokal-Inspektor)として教師より管理構造上上位に位置したままであった。地方視学官の機能と職務は、過去のそれらと比較して、ほとんど変わるところはなかった<sup>(47)</sup>といわれる。

## IV 都市並びに農村における学校管理制度の形成

### 1. 都市学校委員会の設置

1808年の地方自治制度改革との関連によって、都市には「都市学校委員会」(die städtische Schuldeputation)が設置されることとなった。都市学校委員会の設置は、国家レベルにおける学校管理制度の改革と並んで、プロイセン教育改革の重要な焦点であった。

絶対主義的国家体制下においては、市参事会(der Magistrat)は、従来、行政命令権(die Befehle der Regierung)を行使することができたものの、「都市の自治」(die städtische Selbstverwaltung)は強く制限されていたといわれる。この状況についてF.メーリンクは次の如く記している。「プロイセン国家においては、ことばの歴史的意味において、都市(Stadt)というものは存在しない。即ち、いわゆる公共体(Gemeinwesen)とは、半分は御料地(Domänen)であり、あと半分は衛戍地(Garnisoren)である<sup>(60)</sup>。」このようにF.メーリンクによれば、都市には自治の要素を見出し難かった。ところが、1808年の都市条令(Ordnung für sämtliche Städte der preußischen Monarchie)によって、市民たちは国王に営業税納入を義務づけられるところとなりはしたものの、この義務が、「営業の自由」と表裏一体の関係にあったことから、営業に関する自由と義務は、都市の発達並びに「自発的で責任感のある自由な市民」(ein selbsttätiges, pflichtbewußtes, freies Bürgertum)の成長に大きな影響を及ぼすところとなった<sup>(61)</sup>。更に都市条令は、国家が都市に対する最高監督権を有すべきこと、教育・学校制度をも含む自治行政の重要な業務を都市に委ねるべきことを明確に定めた。

都市学校委員会については、1811年6月26日の宗務—公教育局訓令が詳細に規定しているが、これは1808年シュタインによって定められた都市条令に基づくものであった。都市条令では、市政の各分野ごとにそれぞれ委員会(Deputation und Kommission)を作ること(第175条)を定め、学校管理も委員会によって遂行されるべきこと(第179条)を定めていた<sup>(62)</sup>。また学校委員会に関する宗務—公教育局訓令の内容は、ほぼ《表-1》に示す通りである。

都市学校委員会設置の意図は、「教育行政の新しい機構として学校種類別あるいは地域別の委員会制度を確立することによって」、教育行政における「中央集権を排した地方自治の強化」をはかることにあった<sup>(65)</sup>と解される。しかし、学校委員会を設置することによって達成されねばならなかった教育政策目標は、その「実施レベルにおいては制限されざるを得なかった<sup>(66)</sup>。」例えば、E.ランドラーによれば、

《表-1》 都市学校委員会に関する宗務-公教育訓令の内容<sup>63)</sup>

目的	1. 都市の学校に関する管理機関が、外的事項にかかわるものと内的事項にかかわるものとに分れているのは不適當であるから、全体を単純かつ調和的な指導のもとに置くことが必要である。このため都市においては、学校の内的並びに外的業務を遂行することを目的として、学校委員会の名のもとに、唯一の機関が設けられねばならない。
構成員	2. 学校委員会は、都市の大きさ並びに学校の大きさに応じ、市参事会構成員 <sup>64)</sup> 3名以内・市会議員3名以内・学校に関する学識経験者3名・学校委員会の管轄のもとに置かれている学校のうち都市立以外の学校の代表者を以て組織する。 3. 大都市あるいは中都市にあっては、市参事会構成員及び市会議員によりそれぞれ互選された委員を以てまず委員会を構成し、この委員が、3名の学識経験者委員の各ポストごとに各3名の候補者を選ぶことが望ましい。 4. この候補者は、市参事会から州の宗務-学校委員会に報告され、この委員会が各ポストごとに3名の内から1名を選び、この3名をさきの6名と共に都市学校委員として承認する。 5. 人口3500人以下の小都市にあっては、学識経験者を選出する必要はない。その小都市が地方監督官(Superintendent)の駐在する都市であれば、その地方監督官あるいはその地区の首席説教師(der erste Prediger)が、職権上その委員となる。この方法以外の選出方法が必要であると考えられる場合には、その理由を検討した上で宗務-公教育局が措置する。 8. 学識経験者委員は聖職者に限る必要はなく、その他の達識具眼の士を選ぶこともできるが、しかし、なるべく聖職者を充てることが望ましい。都市に学校委員会の管轄に属する古典語学校(Gelchrtschule)がある場合には、学識経験者の一人にその校長または首席教員を選ぶことが望ましい。
任期	9. 委員の任期は、都市条令181条による他の委員会の委員の場合と同様6年とする。但し再任を妨げない。但し6年後には改めて前記の方法で選任し、全員が州の宗務-学校委員会の承認を求めなければならない。
職務範囲	10. 都市学校委員会の職務の範囲は、宗派及び学校の種類・程度を問わず、都市が学校保護権をもつ都市内の教授及び教育施設の全部に及ぶ。市民孤児院・貧民学校も含まれる。また都市が学校保護権をもたない初等学校もすべて、王立の場合無制限に、その他の場合は教師の選任と財産の管理を除いて、都市学校委員会のもとに置かれる。都市学校委員会はすべての私立学校並びに寄宿寮(Institute)に対して政府の指導のもとに監督を行う。
監督内容	11. 都市学校委員会に認められている監督権は、次の諸項に及ぶ。(a)その管轄下にある学校に対して国家による法律・条令を正確に遵守させること。(b)合目的に、かつ、地方の実情に相応した方法によって、学校監督を行うこと。(c)学校に従事している人々にその義務を履行するよう注意すること。(d)学校制度改善への努力を促すこと。(e)地域において、就学資格のある全児童の合法的就学を実現し、促進すること。
学校査察・監督	12. 都市学校委員会は、上記目的のため学校を査察し、試験・成績表作成(Censur)に立ち合うばかりでなく、学校を日常的に訪問し、学校の内外の状況に関する情報を正確に捉えておくべく義務づけられる。これらの義務は、主要には委員会の専門的構成員(die sachkundigen Mitglieder)に負わされている。・・・ 14. 説教師や学校委員会以外の学校管理者(Schulvorsteher)による特殊な監督は、学校委員会の設置によって廃止されるわけではない。しかしそれは学校委員会と連絡して行うべきである。
学校監督の配慮点	16. 学校制度を良好な状態にし、かつ、維持するためには、学校の監督に際して、学校管理者の学校への配慮にみる熱意も評価されねばならない。また次の点に配慮すること。(a)各地域に人口と重要性に応じた数の、またそれに応じた種類の学校を作ること。(b)学校の財産・建築物及びその付属物が、よりよい程度に削減され、その都市の財政事情の中でできる限り維持されること。(c)学校を必要に応じて増築し、改善し、合目的に管理すること。学校及び教師の体裁を決して正直に受けとってはならない。教師たちが安心してその公務と困難な職務を遂行できるように、必要な明朗さと余暇が保持されるよう配慮されねばならない。更に学校委員会は、学校制度に関する教師たちの関心を活発化させる必要がある。
授業の徴収	18. 事情の許す限り、授業料は教師に徴収させず、個々の学校の管理者が徴収し、各都市の定める原則に従って委員会に対して支払うべきである。
教師の選任	20. 純粋に都市が学校保護権を持つ学校の教師の選任権は市参事会にある。但し、学校委員会の意見を徴しなければならない。学校保護者が複数である場合の学校で、在来都市当局以外の機関に教師の選任が委ねられていたところは、今後もその例による。
学校委員会	21. 学校委員会は、14日ごとに1回市庁舎において開き、その他必要に応じて臨時委員会を開くものとする。委員会は必要に応じて委員以外の聖職者その他の有識者を会議に招くことができる。また特に必要ある場合には、説教師・教師・学校管理者等の大集会を開くことができる。

「フオルクス・シューレに関する管理は、とりわけ委員会の階級的構成によって (durch die klassenmäßige Zusammensetzung) 条件づけられていたため、フオルクス・シューレに対しては委員会の努力はあまり払われなかった<sup>67)</sup>。」また、梅根悟は、学校委員会は「まだ財政の自主権をもたなかったし、委員の選任は間接選挙によるものであったし、その他随所に旧体制の残滓を留めて<sup>68)</sup>」いたとしている。「旧体制の残滓」として、(1)学識経験者委員をなるべく聖職者から選ばせようとしている点、(2)小都市では聖職者を職権上、委員に加えようとしている点、(3)説教師の監督権を温存している点、等々を指摘し、これらの諸点が「いずれもシュックマン長官(フンボルトの後任者)の意を体したものであって、フンボルトの構想からの逸脱である<sup>69)</sup>」と考察している。しかし基本的には、都市学校委員会制度は「教育委員会制度の先駆として、相当に合理的制度であった<sup>60)</sup>」と評価している。「都市学校委員会の評価」については、ここでは、先行研究の説を示すに留めておく。

## 2. 農村学校理事会の設置

農村(Land)にあっては、プロイセン改革の一環として農地改革が行われた。なかでも「所領隷農制の廃止」(die Aufhebung der Gutsuntertänigkeit) 並びに「土地財産の保有簡易化及び自由使用に関する規定」(die Bestimmung über den erleichterten Besitz und den freien Gebrauch des Grundeigentums) 等の施策が、たんに経済的進歩をもたらしたばかりでなく、農村共同体(Landgemeinde)の自立的発展をも促した<sup>61)</sup>といわれる。これらの施策とともに、従来の学校保護権(die Patronatsrechte)を制限し、農村学校制度を維持・管理する権利を農村共同体に委譲する措置が講じられた。

この措置に基づいて1812年10月28日に、農村学校の維持・管理を目的として、学校理事会(Schulvorstände)が設置されることとなった。学校理事会は各農村共同体の枠の中で形成されるのが普通であった

《表-2》 農村学校理事会に関する宗務-公教育局訓令の内容<sup>62)</sup>

権限・義務	学校理事会は、地方監督官(Superintendent)あるいは視学官(Schul-Inspektor)からその任務を委任され、彼らに、委任された学校について監督したことを報告しなければならない。学校理事会は、地方監督官あるいは視学官から、授業時間割作成権(die Lektions-Verzeichnisse)や教科書の指定権(die Anweisung der Schulbücher)を委譲されているばかりでなく、全学校及びその関係者に対する上級官庁からの条例及び行政命令をもまた受けとる。学校理事会は、学校教師及び学校区(Schulgemeinde)にとって最も密接した機関でなければならない。	
構成	1. 学校理事会は、当該学校の保護権保有者・当該地域の説教師・ゲマインデあるいはゲマインデ連合体の大きさにより2名ないし4名の住民代表(Familienväter)並びに村長(Dorfschulze)をもって構成する。	
諸 業 務	物的管理	2. 学校理事(die Schulvorsteher)は、校舎・教室・職員室の適切な維持について協同して配慮せねばならない。校舎の修理あるいは新築が必要な場合は、学校理事によって準備されねばならない。教室については、特に以下のことが注意されねばならない。 a. 規定の規則・時間厳守・清潔さが維持されているか。 b. 教室にあるすべてのものが、そのふさわしい場所にあるか。 c. 床・壁・窓・椅子・長椅子などが整理されているか。 d. 生徒たちが時間割に従ってその適当な場にいるか。 e. 教師と生徒たちが、学校において清潔にかつ品行方正にしているか。
	学校査察	3. 学校理事会は、その学校査察(Schul-Visitation)の際、授業並びに教則が規定通りに順守されているか注意を促さねばならない。・・・しかし、この配慮は、就中・説教師(Prediger)の義務とする。説教師はそのための一週間に少なくとも一回は非定期的に学校を訪問し、授業に同席せねばならない。・・・
	教員監督	4. 学校理事会は、学校教師の全公務遂行並びに行為に関して監督を行わねばならず、更に教師の品行が住民に対して、また、生徒や説教師に対して不敬でないかどうか監督しなければならない。・・・学校教師は、いかなる理由の場合でも、説教師あるいは学校理事会の一員に通知することなく、あるいはまた、彼らの意に反したり、彼らの不在時に、学校を一日たりとも休んではならない。

が、複数の農村共同体において設置されるところもあった。学校理事会の構成員は、(1)当該学校の保護権保有者 — 但し、王立の学校は含まない — (2)当該地域の説教師 — 「専門」家 („Fach“ mann) の立場から — (3)農村共同体あるいは農村連合体 (Gemeindeverband) の大きさにより 2 名ないし 4 名の住民代表 (Familienväter) 並びに村長 (Dorfschulze) といった三つの立場の人々から構成されていた。学校理事会の任務は、訓令によって規定されているが、その内容はほぼ《表-2》に示されうる。

以上が学校理事会の構成並びに業務内容であるが、その構成原理やとりわけ「説教師は学校の内的事項を、他の委員は外的事項を管理する」という業務分担原理からみて、「学校の内的事項の管理・監督に関しては古い体制と何等異なるところはなかった<sup>63)</sup>」とあってよい。また、学校理事 (Schulvorsteher) には、「学校理事に関する訓令」(Instruktion für die Schulvorsteher) によって、農村学校の促進に努力すべきことが義務づけられていたものの、親たちは、子供たちをその幼い時期から労働の助け手として必要とするあまり、学校に必要性を見出せない状況にあった<sup>64)</sup>。更に、教師たちの状態並びにその社会的地位についても改善されず、また、その養成についても、18世紀の状態と比べて本質的に何等変革されたところはなかったといわれる<sup>65)</sup>。

## V お わ り に

以上の論述によって、プロイセン改革期における学校管理制度の構造について、国家-州-郡-都市並びに農村共同体の各レベルに即してほぼ明らかにすることができたかと思う。来述の諸点を整理すると《表-3》のようになる。

基本的改革として注目されるのは、以下の三点である。即ち、

- (1) 「高等学務委員会」が解体され、全国家レベルにおける学校管理は、内務省の一局である「宗務-公教育局」の業務とされたこと。なお、宗務-公教育局は、1817年、内務省から独立し、学務領域をあわせて「宗務・教育・厚生省」となった。
- (2) 州レベルにあっては、初等学校管理機関として「宗務及び学校委員会」(後には「教会及び学校制度部局」)が設置され、また、「州学校委員会」が、中等学校管理機関として「教会及び学校事項に関する宗務局」から独立したこと。
- (3) 地方レベルにあっては、学校管理に参与する各種委員会が発足したこと。(a)1808年に都市の自治制が認められたことと関連して、都市の学校を管理する「都市学校委員会」が各都市に設けられた。(b)1812年、農村における学校管理を目的として、「農村学校理事会」が農村共同体あるいはその連合体に設けられた。

上記の諸事実から判断して、高等学務委員会設立時より課題とされてきた「教育行政の宗務行政からの分離・独立」並びに「地方レベルにおける教育行政機関の整備」は、前者についてはともかく、後者についてはプロイセン改革によって、国家と教会の連携のもとに一定の前進をみることができたといえよう。

その一方、改革の結果、プロイセン学校管理機構は、宗務-公教育局 — 州学校委員会・教会及び学校制度部局 — 郡視学官・郡政庁 — 都市学校委員会・農村学校理事会の諸機関を通じて国家レベルから地方レベルに至るまで系列化され、同時に、個別的業務を細目に亘って規定している法規に従って厳格に機能する中央集権的学校管理の機構が確立されることとなった。このため、「とりわけ下級学校にとって、新しい管理制度はあらゆる業務の法令化 (Reglementierung) と監視化 (Überwachung) をもたらし、

《表-3》

行政レベル	年代	学校管理機関名	業務内容	管理対象校種	備考
国家 (Staat)	1787	高等学務委員会	(1) 学校の維持とその改良 (2) 全国学校の状況掌握 (3) 右記全教育機関の管理 (4) 教員資格認定 (5) 教育養成施設の設立 (6) 学校査察 (7) 教授目標・方法・内容の管理	大学・ギムナジウム・リッターアカデミー・都市並びに農村の学校・孤児院・寄宿制度教育施設	全教育機関を国家の一元的支配下における管理機関
	1808	宗務-公教育局	(1) 右記学校に対する最高管理 (2) 下級学校官庁の人事権・教育施設設置権等々	大学・ギムナジウム・古典語学校・基礎学校・市民学校・工業学校・芸術学校	内務省内の一部局としての全教育施設管理機関
	1809	公教育に関する学術委員会	(1) 教授に関する方法・組織の吟味 (2) 教則の作成・吟味・法令化・そのための合目的処理 (3) 人事に関する提案 (4) 宗務-公教育局の人事審査及び教員検定等々	1816年、学術試験委員会と変更。(所轄=宗務局から州学校委員会へ)	学術監督機関(科学的基準による現実測定・教育制度の改善を促す批判と提案)
	1817	宗務・教育・厚生省	(1) 法律規則の制定 (2) 教育内容・教科書・学校制度の決定 (3) 下級学校官庁の人事権等々	全教育機関 但し、商・工業学校・補習学校及び農業学校を除く	独立教育行政機関
州 (Provinz)	1808 1817	宗務及び学校委員会 ↳ 教会及び学校制度 部局	(1) 右記学校に対する監督・行政等々 (本稿 29 ページ参照)	基礎学校・市民学校・私立学校	州一般行政の一部局としての教育行政機関
	1808	総 ⇒ { 州学校委員会 宗務委員会	(1) 学校計画・内規の承認 (2) 学則・教科書の審査 (3) 基礎学校・市民学校の教員養成	全州の中等学校・ギムナジウム	州レベルにおける従来の宗務-教育行政機関
	1825	督	(1) 右記学校の直接的監督・管理 (2) 右記学校教員の採用・昇進・免職に関する業務等々		宗務局から派生した中等教育監督機関
郡 (Kreis)		部長 (郡行政庁)	(1) 右記学校の外的事項の管理	基礎学校・フォルクスシューレ・中間学校	
		郡視学官 ←	(1) 右記学校の内的事項の監督		
都市 (Stadt)	1811	都市学校委員会	(1) 都市学校に関する「内的・[外的] 事項の監督・管理 (2) 学校査察 (3) 教師の選任等々 (《表-1》参照のこと)	都市が学校保護権を有する教育施設	都市学校管理機関
農村共同体 (Landgemeinde)	1812	農村学校理事会	(1) 地方監督官あるいは視学官から委任された業務の報告 (2) 時間制作成権・教科書指定権 (3) 学校査察 (3) 教員監督 (4) 学校建造物の管理 (「内的」事項=説教師、「外的」事項=その他の構成員、《表-2》参照)	農村学校	農村共同体の学校管理機関

その結果、各々の学校の主導性が妨げられ、かつその進歩的発展が退けられることとなった<sup>66)</sup>ともいわれる。また、中央集権的学校管理機構の下部組織、とりわけ都市学校委員会と農村学校理事会にあっては、本稿Ⅳにおいて述べた如く、その構成原理及び業務分担原理から判断していまなお宗務行政機関のかなり強い影響のもとにあったとみられる。いやむしろ、宗務行政機関は、「価値による内的事項の監督権」を国家が容認したことによって、学校管理機構内に法的に保障された地位を確立することとなったときえ言われる。

プロイセン改革によって創出された学校管理制度は、上述の如く、中央集権制、更には宗務行政との癒着といった課題を残存させつつも、その後幾多の過程を経たのち、ビスマルク体制(ドイツ帝国)のもと文相フェルクが制定した「学校監督法」(Gesetz betreffend die Beaufsichtigung des Unterrichts und Erziehungswesens vom 11 März 1872)によってほぼその体系を整えるに至る<sup>67)</sup>。ドイツ帝国下の学校管理制度は、更に20世紀初頭のワイマル共和国の成立に及んで、地方分権的な学校管理制度へと変革され

るが、この学校管理制度分権化への努力は、ナチス政権のもと、超国家主義的・中央集権的行政改革に出会うところとなり水泡に帰す。そして、第二次世界大戦後の教育改革を経過し、特に最近になってようやく、かかる「プロイセン改革以来の歴史的所産」としての西ドイツ学校行政制度は、その学校制度とともに、構造・機能上改革の対象とされつつあるといわれる<sup>68)</sup>。

現代西ドイツの学校行政制度へと展開するこれまでの学校管理制度改革の過程を概ね上記の如く捉えることが許されるならば、学校管理制度を国家的規模において基礎づけることが意図されたプロイセン改革の時期は、その改革が以降における学校管理制度の基本構造を規定したとみられるところから、プロイセン＝ドイツ学校行政制度史においてその基礎を確立した時期として位置づけることができると思う。その意味において、この時期の学校行政制度に関するより一層の実態究明が必要となるように思われる。

### 〔注及び引用・参考文献〕

- (1) 林健太郎著 昭27 近代ドイツの政治と社会 弘文堂。
- (2) 海後 広岡編 昭26 近代教育史I 市民社会の成立過程と教育 200ページ。
- (3) 海後 広岡前掲書 206ページ。
- (4) 高等学務委員会設立時の事情並びには、教育行政と宗務行政との関わりについては、以下のものを参照。

M. Heinemann; 1974, Schule im Vorfeld der Verwaltung – Die Entwicklung der preußischen Unterrichtsverwaltung von 1711–1800, Göttingen. 並びに、拙稿 1979 プロイセン公教育及び教育行政の形成に対する高等学務委員会の礎石 教育学研究紀要 第25巻。
- (5) E. Spranger; 1916, Der Zusammenhang von Politik und Pädagogik in der Neuzeit, s. 294.
- (6) 田中昭徳 昭44 プロイセン民衆教育政策史序説 398ページ。
- (7) 砂沢喜代次 昭30 フンボルトの教育改革——フンボルト研究の一断章—— 教育科学13 56ページ。
- (8) Bearbeitet von E. Botzenhart; 1931–37, Freiherr vom Stein Briefwechsel, Denkschriften und Aufzeichnungen, Bd. VI, s. 105.
- (9) 砂沢前掲論文 67ページ。
- (10) 砂沢前掲論文 67ページ。
- (11) 砂沢前掲論文 67ページ。
- (12) 砂沢前掲論文 89ページ。
- (13) (A)教育思想史の研究領域からは、以下の論文並びに著作を挙げる事ができる。(1)砂沢喜代次 昭30 フンボルトの教育改革——フンボルト研究の一断章—— 教育科学13。(2)田中昭徳 昭31 W. v. フンボルトの公教育論に就て——『国家権能論』に於ける—— 教育学研究紀要 第1巻。(3)宮寺晃夫 昭44 W. v. フンボルトの教育理論における「陶冶」と「教育」——新人文主義の人間形成論—— 教育哲学研究 第20号。(4)川瀬邦臣 昭47 W. v. フンボルトの「一般人間陶冶」論についての一考察——プロイセン教育改革「原理」としてみた—— 教育学研究 第39巻第3号。(5)石井正司著 1970 民衆教育と国民教育——プロイセン国民教育思想発生期の研究—— 福村出版刊。(B)教育制度史の研究領域からは、ほぼ以下の著作を挙げる事ができる。(1)阿部重孝著 昭5 欧米学校教育発達史 目黒書店。(2)皇 至道著 昭18 独逸教育制度史 柳原書店。(3)梅根 悟著 昭42 近代国家と民衆教

- (14) E. Landler; 1971, Studien zur Geschichte der Leitung des Schulwesens in Deutschland, Berlin, s. 224.  
 (15) フリードリッヒニヴィルヘルム 1 世 ( 在位 1713~40 ) の晩年頃には、総監理府 (Generaldirektorium) は、4 つの州別の業務分担に専門別の業務分担が付加される形の組織をとっていた (《表-2》参照)。1806年当時には、州別組織と専門別組織とが並存する機構に編成されていた (《表-3》参照)。  
 中村幹雄 1964 プロイセン改革期における中央行政変革 立命館文学 6 第 228 号 139~156 ページ参照。

《表-4》 1740年頃の総監理府業務分担

	管 轄 州	業 務 内 容
第 1 省 (3州)	プロイセン・ポルメルン・ノイマルク	1. 左の各州内の王領地・森林・租税・警察・軍事・都市などに関する諸用件の取扱い。 2. 国境警備と開こんなどに関する王国全体の専門業務。
第 2 省 (4州)	ミンデン・ラーフェンスブルク・テックレンブルク・リンゲン	1. 左の各州における上述の諸用件。 2. 会計と食糧に関する王国全体の業務。
第 3 省 (3州)	クールマルク・マグデブルク・ハルバーシュタット	1. 軍隊の移動と扶養。
第 4 省 (4州)	ゲルデルン・クレーフェ・メールス・ヌフシャッテル・オラニエ家相続地	1. 左の各州・相続地及び王国全体にわたる郵便と貨幣に関する業務。

《表-5》 1806年頃の総監理府業務分担

	管 轄 州	業 務 内 容
第 1 省	クールマルク・ノイマルク・ポルメルン・南プロイセン	印紙・貨幣・銀行・衛生・公債・郵便
第 2 省	アンスバッハ・バイロイト	鉱山・精煉業
第 3 省	東プロイセン・新東プロイセン・西プロイセン	軍 務
第 4 省	下ザクセン・ウエストファーレン	関税・消費税・製造業・商業
第 5 省		総監理府管理下の行政裁判

- (16) E. Huber; 1975, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Kohlhammer, s. 102.  
 (17) ibid.; s. 103.  
 (18) E. Spranger; 1965, W. v. Humboldt und die Reform des Bildungswesens, Tübingen, s. 77f.  
 (19) E. Landler; a. a. O., s. 72.  
 (20) Hrsg. v. Bruno Gebhardt; 1903, Wilhelm v. Humboldts Politische Denkschriften, Berlin, s. 205-206.  
 (21) 川瀬前掲論文 197 ページ。  
 (22) Bruno Gebhardt; a. a. O., s. 206. Wilhelm v. Humboldt; Bericht der Sektion des Kultus und Unterrichts an den König. (1. Dez. 1809)  
 (23) E. Landler; a. a. O., s. 73.  
 (24) L. v. Rönne; 1855, Das Unterrichtswesen des Preussischen Staates, Berlin, Bd. I. s. 246.

- (25) L. v. Rönne; a. a. O., s. 246.
- (26) E. Spranger; 1965, W. v. Humboldt und die Reform des Bildungswesens, a. a. O., s. 75.
- (27) W. v. Humboldts Politische Denkschriften, a. a. O., s. 182.
- (28) E. Landler; a. a. O., s. 75.
- (29) *ibid.*, s. 76.
- (30) *ibid.*, s. 76.
- (31) 砂沢前掲論文 86ページ。
- (32) 砂沢前掲論文 90ページ。
- (33) E. Landler; a. a., s. 77.
- (34) *ibid.*, s. 225.
- (35) 枢密院に関しては、1808年の「プロイセン王国における最高行政官庁の制度変革に関する勅令」(Verordnung, betreffend die verändertete Verfassung der obersten Verwaltungsbehörden in der preußischen Monarchie)において規定されている。同勅令によれば、枢密院は、立法・行政上の最高指導、各官庁にまたがる共通の行政事務の解決を行うものである。枢密院会議に参加できるのは、18歳以上の王子、5名の大員、若干名の枢密顧問官 (Geheimer Staatsrat) であり、この枢密顧問官には、各省からその下部行政部門である局長などのほか、以前に大臣を務めるなど公的生活に経験と功績のあった人物で特に王が信頼した者が加えられる。会議は王の司会のもとで合議制を原則とし、各自平等の資格を持ち、多数による決議を行う。王はこの決議に従って自己の決定を下す。なお従来の内局は完全に廃止され、新たな書記役は枢密内局書記官 (Geheimer Staats- und Kabinettssekretar) と呼ばれるが、投票権はもたないものとされた(同勅令は完全なる実施をみていない)。ところが、1810年の「変革令」(Verordnung über die verändertete Verfassung aller obersten Staatsbehörden in der preußischen Monarchie)では、宰相 (Staatskanzler) の正式な地位が定まり、枢密院は単なる諮問機関に変えられることとなる。
- (石川澄雄 1972 シュタインと市民社会 御茶の水書房 186 ページ)
- (36) E. Landler; a. a. O., s. 77.
- (37) L. v. Rönne; a. a. O., s. 225f.
- (38) *ibid.*, s. 259f.
- (39) *ibid.*, s. 262.
- (40) *ibid.*, s. 262.
- (41) 阿部前掲書 28～29 ページ。
- (42) E. Landler; a. a. O., s. 80.
- (43) *ibid.*, s. 80.
- (44) *ibid.*, s. 81.
- (45) *ibid.*, s. 82.
- (46) *ibid.*, s. 82.
- (47) *ibid.*, s. 82.
- (48) *ibid.*, s. 226.
- (49) シュタインの当初の構想では、枢密院は「閣議」として理解されていたが、1808年の勅令においては、等族代表の機関として官僚主義の制肘にあてるべきものと変えられた。この混乱を逆用して、ハ



- ルデンベルクは、王の諮問機関として「枢密院」を留めてしまった。(石川前掲書 234 ページ)
- 50) フランツ＝メーリンク 栗原 佐訳 昭11 ドイツ史 改造社 151 ページ。
- 51) E. Landler; a. a. O., s. 85.
- 52) Herausgeben von Walter Hubatsch; 1960, Freiherr vom Stein, Briefe und Amtliche Schriften, Bd. II, Teil. 2, Das Reformministerium (1807–1808), s. s. 969–970. W. Kohlhammer Verlag.
- 53) W. Landè; 1933, Preussisches Schulrecht, Berlin, s. s. 155–156.
- 54) 市参事会員 (Magistrat) は、市会 (die Stadtverordnetenversammlung) において選出され、市会議員 (Stadtverordnete) 自身は、市民による普通選挙秘密投票によって選出される。東畑隆介 1962 F. v. シュタインの「都市条令」について 史学 第35巻2・3号参照。
- 55) 梅根前掲書 191 ページ。
- 56) E. Landler; a. a. O., s. 86.
- 57) *ibid.*, s. 86.
- 58) 梅根前掲書 191 ページ。
- 59) 梅根前掲書 191 ページ。
- 60) 梅根前掲書 191 ページ。
- 61) 林前掲書参照。
- 62) L. v. Rönne; a. a. O., s. s. 322–323.
- 63) 梅根前掲書 192 ページ。
- 64) E. Landler; a. a. O., s. 88.
- 65) *ibid.*, s. 88.
- 66) *ibid.*, s. 89.
- 67) 持田栄一著 昭36 教育管理 19ページ。
- 68) 拙稿 1980 西ドイツ学校行政の歴史的課題 — 集権化・分権化の問題を中心に — 広島大学大学院教育学研究科博士課程論文集 第6巻 53～59ページ。